

厚生労働省発基 0929 第 1 号
令和 8 年 9 月 29 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和十三年四月一日とする。